

様式第2号（第5条関係）

平成29年10月20日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦様

栗山町議会議員 鵜川和彦



このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 平成29年7月29日 ～ 平成29年7月30日
- 2 旅行先 東京都
- 3 目的 市民と議員の条例づくり交流会議2017
- 4 関係書類 別紙のとおり



10,000

日 時	平成 29 年 7 月 29 日 13:30～16:00
視 察 先	法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎薩捶ホール
調 査 事 項	市民と議員の条例づくり交流会議
対 応 者	講師 山梨学院大学 江藤俊昭 パネラー馬場伸一〔福岡市役所〕伊藤真一〔東村山市議会議長〕 桑島健也〔所沢市議会前議長〕
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	「今、あらためて議選監査委員を考える」非常に参考になった。 わたしは、議員に立候補した大きな公約の1つが、財務諸表4表 導入し専門家の外部監査をいれ行財政改革を徹底させることで あった。 特に議選の監査委員については、栗山町議会にとっては、完全に あがりのポストで当て職であった。 当時は、簿記や会計の知識が、ほとんどなくてもやっていた。 どう監査してるのか？不思議であった。 しかし、江藤先生とパネラーのお話を聞いて議選監査委員に対す る考え方が変わってきた。 まず、最初に現行法体系による議会の監視機能の充実強化として ①多様な監視機能〔検査・監査請求〔98〕、調査〔100〕、決算 認定、予算を含めた議決権〔決定・修正〕等〕 ②ただし、書面、参考人招致等。実地検査権はない。 ③ただし、視察等により調査可能。 たとえば議会は、財務課程に多様にかかわれる。 〔予算の決定・修正・否決・決算の認定・監査請求・契約・財産 の取得処分・権利放棄等。〕 〔款項のみの予算、政令による契約等の基準、専決処分等という 限界がある。〕 議選監査委員制度については両極で揺れている。 第29次地制調答申より消極的な意見として、中立性・専門性の 欠如。 任期が、短くあがりのポストで、最大会派と首長が「癒着」する 場合チェックがきかない。 打開策ないので廃止論に傾く。 積極論としては、「用心棒」説と議会で議論された論点を監査で も生かせる。 パネルディスカッションでは、議選の監査委員は、守秘義務と議 員の活動には、一定の自制措置あるいは倫理規定を定めた中で本 来期待される機能を十分に発揮するという伊藤真一さんの言葉 が胸に響いた。

日 時	平成 29 年 7 月 30 日 10:00～15:00
視 察 先	法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎
調 査 事 項	議会基本条例を改めて学ぶ
対 応 者	講師 廣瀬克哉法政大学教授・ 中尾修東京財団研究員・清水克士大津市議会局次長
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策 提言、課題な ど)	まず、中尾修先生の講演から、印象に残ったのは、栗山町には、 2人の先生がある。 1つは、本吉町で、2つ目は、渡辺私案である。 元々は、議会報告会の常設をしようと思い今までのやってきたこ とを条例としてまとめたものである。 大津市議会の取り組みは、参考になった。 特に、議会か歩みを後退させないための「市民との約束」の改革 条例と「議会の「組織」、「運営」の基準、行動方針や「政策立案 手法」を規定し、他の議会例規を束ねる「自質的最高規範」と制 定の意義を定めています。 また、議会 BCP 制定、議会基本条例の実行計画としての議会ミ ッションロードマップの策定が参考になった。 ① 議会基本条例の「具現化」 ② 議会活動に対する市民への「説明責任」 ③ 市議会の見える化を揚げ議会としてのビジョンの共有化を し、議会力の向上を図りチーム議会としてパワーアップす ることである。 また、政策立案のための制度設計（議員提案による条例制定）な どをめざしたスキームも是非参考にしたい。 議会改革は、議員の資質の向上やる気も必要なことは、当然であ るが、事務局の力も重要である。 良い人材を欲しいではなく、この人を欲しいでなければダメだとい うことを痛感している。 今回のフォーラムに参加して、制定済みの議会として改めて実行 体制を再確認する必要性を感じ、何のための改革だったのかの原 点を議会として、再共有する必要性を感じた。 是非議会のミッションロードマップを策定したい。